

新型コロナウイルス感染症
第78回 危機管理対策本部 会議次第

令和4年5月10日

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）等の対応について

3 閉 会

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）等の対応について

1 要 旨

北区における追加接種（3回目接種）については、順次可能な接種間隔の前倒しを行いながら進めており、高齢者の3回目接種率は8割に達しているも、全体としては約6割程度という状況である。そのような中、4月に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、効果の持続期間や諸外国の対応状況を鑑み、重症化予防を目的とした追加接種（4回目接種）の必要があり、その実施の対象者や時期等についての見解が示された。これを踏まえて、厚生労働省から各都道府県及び区市町村に対して、別紙のとおり追加接種（4回目接種）の体制確保に関する事務連絡が行われたところである。

については、医師会等と協力・連携し追加接種（4回目接種）の体制を確保するとともに、未接種者等への接種勧奨を図ることとする。

2 追加接種（4回目接種）への対応

（1）対象者

3回目接種日から5か月以上経過した者のうち、

- ① 60歳以上の者
- ② 18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する者、その他重症化リスクが高いと医師が認める者

を対象に、追加接種を1回行う。

なお、医療従事者及び介護施設従事者は対象外とされたが、4回目接種の対象者の範囲については、引き続きの検討を行うとされている。

（2）接種体制

4回目接種に使用するワクチンは、ファイザー及びモデルナが指定されており、これまでと同様、ワクチン接種センター、基本型接種施設、サテライト型接種施設の3類型で実施する。

区内高齢者施設等に入所している対象者への接種は、配置医等の協力により、原則として施設内での接種体制を確保する。

また、要介護者等への移動支援を引き続き実施する。なお、移動支援事業に関して、配車取次センターが王子区民センター内から神谷区民センター内へと移転している。

(3) 接種券の発送

国の方針に従い、3回目接種から5か月を経過する60歳以上の者に順次発送する。最初の発送は12月及び1月に3回目接種を行った者を対象に、5月25日を予定している。なお、今後の発送スケジュールについては下表のとおり。

基礎疾患を有する者等の接種券について、現時点では被接種者からの事前申請による発行を検討している。

【今後の発送スケジュール】

発送時期	接種開始時期	発送件数	対象者	3回目接種時期
5月25日	5月の該当日から	約700	3回目接種をした60歳以上の方	令和3年12月
	6月の該当日から	約14,000		令和4年1月
6月下旬	7月の該当日から	約56,000		2月
7月	8月の該当日から	約14,000		3月
8月	9月の該当日から	約3,000		4月

(4) 接種の予約

これまでと同様に、コールセンター、webサイトから予約する方法で実施するほか、かかりつけクリニックなど直接予約が可能な医療機関にて受付を行う。なお、3回目接種開始時と同様、高齢者等のデジタルデバイド対策として、予約支援窓口を下記区民施設（8か所）に6月1日より開設する。

区役所第一庁舎、赤羽会館、滝野川会館、豊島高齢者あんしんセンター、浮間区民センター、上十条区民センター、滝西区民センター、桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター、

3 1・2回目接種、3回目接種への対応

(1) 接種体制

1・2回目接種の希望者及び応当日ごとに接種券を発送している3回目接種の対象者は、4回目接種の体制の中で引き続き接種を行っていく。

なお、花と森の東京病院（第3接種センター）における「予約不要のワクチン接種（1・2回目接種及び3回目接種）」は当面継続する。

(2) 接種勧奨

1・2回目接種の未接種者及び3回目接種の未接種者について、接種の勧奨案内などにより、接種率の底上げを図る。

○特に重症化リスクの高い高齢者に向けて、個別の勧奨案内はがきを送付する（5月13日発送予定）。

○外国人向けに、母国語による個別の勧奨案内はがきを送付する（5月中旬発送予定）。

○企業や大学などの団体を対象に、東京北医療センター（第1接種センター）の協力により、団体接種（3回目接種）の予約受付を5月13日より開始する。

4 今後の予定

令和4年	5月13日	高齢者向け接種勧奨はがきの発送 北医療センターにおける団体（企業、大学等） 接種の受付開始
	5月中旬	外国人向け接種勧奨はがきの発送
	5月20日	北区ニュース（20日号）で4回目接種の 対象者等について周知、接種勧奨の案内
	5月25日	4回目接種券の発送開始
	5月末	4回目接種の開始（3回目接種を12月まで に行った者から）
	6月1日	予約支援窓口開設 北区ニュース（1日号）で予約支援窓口等に ついて周知

事 務 連 絡
令和4年4月28日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（令和2年12月17日付け厚生労働省健康局長通知別添。以下「自治体向け手引き」という。）等に基づき適切に御対応いただいているところです。また、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）につきましては、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について」（令和4年3月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡。以下「3月事務連絡」という。）に基づき、接種体制の準備を進めていただいているところです。

令和4年4月26日に、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの4回目接種について添付文書の改訂がなされ、同月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として4回目接種を実施することが了承されるとともに、その対象者、新型コロナワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）からの接種間隔等についても方針が取りまとめられました。

4回目接種は、今後、必要な法令改正等を経て開始される見込みですが、速やかかつ円滑に接種を開始するため、分科会での議論を踏まえた4回目接種の方針及び準備に当たって留意すべき事項を下記のとおり御連絡いたします。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、本事務連絡に基づいて4回目接種の接種体制の準備を更に進めていただくとともに、関係機関等への周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡は、現時点での情報に基づき、具体的な事務取扱を提示するものであり、今後の検討状況により変更する可能性があることを申し添えます。

記

1. 接種対象者について

4回目接種の対象者については、現時点で得られている科学的知見等により、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）とすることが適当であるとされた。基礎疾患の具体的な内容としては、自治体向け手引き（7.1版）第2章2（2）アの表1に列挙するものが想定されるため、同表を参照すること。また、基礎疾患を有する者等に対して接種を行う場合に、特に留意すべき点については、下記6を参照すること。

加えて、分科会では、4回目接種について、上記の4回目接種対象者のうち60歳未満の者については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条に規定する努力義務を適用しないこととすることが適当であるとの方針も取りまとめられたため、留意すること。なお、同法第8条に規定する接種勧奨については、上記の4回目接種の対象者すべてについて実施することが適当であるとされている。

なお、4回目接種の対象者の範囲については、引き続き様々な情報を収集しながら検討を行っていくこととなることを申し添える。

2. 接種の開始時期について

4回目接種については、3月事務連絡において、同事務連絡の発出時点から2か月程度を目途に、接種券や会場の手配等、準備を進めることとしていたことを踏まえ、5月下旬から開始できるよう、関係政省令等を改正する予定である。関係政省令等の施行時期については、決定し次第、お知らせする予定である。

3. ワクチンの種類及び供給について

4回目接種で使用するワクチンについては、分科会において、薬事上の承認を受けているファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンを使用することが適当であるとされた。なお、接種の用量等については、3回目接種と同様とすることが適当であるとされた。

ワクチンの供給について、3回目接種と同様に、国から都道府県別の配分量や配送スケジュール等を示す予定であり、詳細は追って連絡する。また、実際の割り当て作業はV-SYSを活用する予定である。

なお、3回目接種用に配送したファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンは、4回目接種にも使用することができる。有効期限の短いバイアルから3回目接種や4回目接種に使用する等、ワクチンを有効に活用すること。

4. 予算について

分科会において特例臨時接種として位置づけることとされた4回目接種にかかる接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じることがないように、引き続き、国が全額を負担することとなる。なお、上記1のとおり、4回目接種の対象は、3回目接種を受

けた者のうち一部の者とするのが適当であるとされたが、3月事務連絡の内容を踏まえ、3回目接種を受けた全ての者が対象となることを想定して準備を行ったために生じた費用については、この間の経緯等に鑑み、国が全額負担することとする。

5. 接種券の発送準備について

4回目接種用の接種券等の様式については、3月事務連絡でお示ししたものからの変更は予定していないため、引き続き当該様式にて接種券発送準備を行うこと。

接種券は、上記2のとおり5月下旬から接種開始することを想定して、本日以降、接種時期を踏まえて、順次発送すること。この際、60歳以上の者に対しては、接種間隔を踏まえて接種券を順次送付することが考えられるが、60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種券発行の考え方については、下記6を参照すること。また、4回目接種対象者以外の者の分の接種券をすでに印刷している場合は、当面の間、廃棄せずに保管しておくこと。

また、やむを得ない事情により、4回目接種の開始時期までに接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「追加接種の速やかな実施のための接種券の早期発行等について」（令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照し、接種券が到達していない者に対しても4回目接種を実施することを検討すること。

6. 60歳未満の基礎疾患を有する者等に対して接種を行う場合の留意事項について

(1) 接種券の発行について

市町村は、必ずしも管内の60歳未満の基礎疾患を有する者等の所在等を把握していない場合が多いと考えられるため、60歳未満の基礎疾患を有する者等への接種券発行方法等については、現在自治体のご意見を伺っているところであり、その結果は追ってお示しする予定である。

いずれにしても、60歳未満の基礎疾患を有する者等に係る接種券発行については、地域の実情に応じて、柔軟に発行方法等を検討することとして差し支えないが、例えば、以下の対応が考えられる。

【1. 対象者の申請により接種券を発行する方法】

- ・ 被接種者等からの申請に基づいて接種券を発行することとし、その際、当該被接種者が基礎疾患を有する者に該当するか否かについては、被接種者からの自己申告を踏まえて判断する。

なお、接種券発行申請を受け付ける際の事務運用については、自治体向け手引き（7.1版）第4章の4（2）においてお示ししているが、厚労省WEBサイト（コロナワクチンナビ）の接種券発行申請機能も活用可能であること等も踏まえ、申請者の利便性にも配慮した運用を検討すること。

また、4回目接種用の接種券発行申請書については、別紙のとおり、参考様式をお示しするが、当該申請書を保管することで、市町村において対象者を確認した記録とすることが考えられる。

【2. 接種会場において接種券を発行する方法】

- ・ 接種会場において直接接種券交付が可能な体制が整っている場合等においては、特段申請手続等を介さず、当日の接種会場における対象者確認に基づいて、接種券を発行する。
- ・ 会場で交付された接種券を用いて接種を行う。

【3. 接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く方法】

- ・ 自市町村内の接種会場に接種券情報が印字されていない予診票を据え置く。
- ・ 接種会場において、本人確認と接種済証等による接種間隔の確認を行い、据え置いていた予診票を用いて予診を行った上で、接種を行う。
- ・ 接種会場が医療機関である場合には、接種対象者の情報を含めた接種実績を市町村に報告し、接種費用を請求する。VRSへの入力は、事後的に市町村内で行う。

(2) 接種実施医療機関等における60歳未満の基礎疾患を有する者等であることの確認について

接種実施医療機関等においては、予診の段階で、被接種者に対して基礎疾患の内容等を改めて確認し、当該被接種者が4回目接種の対象者であることを確認して、接種を行うこと。

(3) 60歳未満の基礎疾患を有する者等への情報提供等について

60歳未満の基礎疾患を有する者等に対する接種については、普段から当該者の診療を行っているかかりつけ医等から情報提供を行うことも考えられる。市町村は、広報誌やホームページなどに加え、医師会等の関係機関と連携して、医療機関へ周知し、かかりつけ医等を通じて60歳未満の基礎疾患を有する者等に対して4回目接種に関する情報提供を行うことについても検討すること。また、地域の実情に応じ、社会福祉法人等とも連携すること。

(4) 被接種者のプライバシーの保護について

4回目接種は、年齢や基礎疾患の有無等によりその対象者を設定しているため、接種会場での被接種者のプライバシーの保護について、一層の留意をされたいこと。

以上